

議案第 8 号

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

医療費等の助成を受けることができる重度心身障害者に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害等級が 1 級に該当するものを新たに加えるため、条例の一部を改正するものである。

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例
富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（平成27年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「重度の知的障害者及び身体障害者」を「重度の知的障害者、身体障害者及び精神障害者」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる障害等級の1級に該当する障害を有するもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第3号に規定する者が受給資格の認定を受けるための申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても新条例の規定の例により行うことができる。